

桜ヶ丘町内会会則

平成30年4月9日発行

桜ヶ丘町内会

桜ヶ丘町内会会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、桜ヶ丘町内会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員の福祉増進、共用施設の公正な運営管理及び諸事業の円滑な推進を図り、会員の親睦と相互扶助により、住民のためのまちづくりを行うことを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 福利、厚生に関する事。
- (2) 慶弔に関する事。
- (3) 青少年の育成及び文化の向上、体育振興に関する事。
- (4) 防犯、防災及び安全に関する事。
- (5) 保健衛生及び美化・清掃、環境整備に関する事。
- (6) 社会福祉及び健康増進に関する事。
- (7) 行政及び各種団体との連絡調整に関する事。
- (8) 施設等の維持管理と利用促進に関する事。
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事。

(組 織)

第3条 本会は、桜ヶ丘住宅地内に住所を有する者及び住宅地内に店舗、事務所または事業所を有する者の全員をもって組織する。

(事 務 所)

第4条 本会の事務所は、桜ヶ丘自治会館内におく。但し、預貯金上の住所は会計宅におく。

第二章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員の資格は、次の通りとする。

- (1) 本住宅地内に住所を有する者を「正会員」とする。
- (2) 本住宅地内に店舗、事務所または事業所を有する者を「協賛会員」とする。

(会 費)

第6条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2. 本会は、前項の入会申込があった場合は、正当な理由がない限り入会を拒まない。

(退 会 等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合は、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 別に定める退会届を会長に提出したとき。
- (3) 死亡、又は失踪宣言を受けたとき。

第三章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

- | | | |
|----------|-----------|-----|
| (1) 本部役員 | ・会長 | 1名 |
| | ・副会長 | 若干名 |
| | ・会計 | 若干名 |
| | ・総務 | 若干名 |
| | ・会計監査 | 1名 |
| (2) 専門委員 | ・広報委員 | 若干名 |
| | ・環境衛生委員 | 若干名 |
| | ・文化厚生体育委員 | 若干名 |
| | ・防災防犯委員 | 若干名 |

2. 役員数は本会の運営に応じて決める。

3. 顧問を必要に応じておくことができる。

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

班区割グループ毎に選出された班長は、班員を代表して班を統括し会務に協力するとともに、役員に就く。

2. 班長は、会員の輪番制とし、原則として留任はしない。

輪番制で選出する場合でも、健康に日常生活を営んでいる中から選考する配慮が必要である。

3. 会長の選出は、1月に次期会長立候補者を募る。

会長の立候補者があった場合は、新班長の互選により選挙管理委員(若干名)を選び、会長選出業務の一切を行う。

会長立候補者がいない場合は、新班長の中から選考委員(若干名)を選び、会長の選出を行う。

4. 新班長の中から次期会長が選ばれた場合は、その班から新たに班長を選出する。

5. 会長以外の役員は、役員会(班長会)で互選により決定する。

(本部役員の仕事)

第11条 本部役員の仕事は次の通りとする。

(1) 会長は町内会を代表し、会務を統轄する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

(3) 会計は町内会計の仕事に当たる。

(4) 総務は議事内容の記録、連絡書の作成などを行うとともに、自治会館の運営管理を行う。

(5) 会計監査は前年度の会計が当たり、会員を代表して、会計の監査を行い総会にて報告する。

(専門委員の仕事)

第12条 本会に次の委員会を置き、専門委員は委員長を補佐しその活動に協力する。

委員長は、専門委員の中から選出し、委員会事業を統括する。

(1) 広報委員会

(2) 環境衛生委員会

(3) 文化厚生体育委員会

(4) 防災防犯委員会

他に、市および地区関係として青少年育成、同和教育推進、学校教育振興、体育振興、社会福祉等を本部役員と分担し務める。

(顧問)

第13条 本会は顧問を置くことができる。顧問の任命は役員会の議決で行い、任期は役員に準じる。

2. 顧問は会長の諮問役として、会長に意見を具申することができる。

(役員任期)

第14条 役員任期は、4月1日より翌年の3月31日迄の1年とする。

ただし、任期終了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

2. 会長の任期は2年とし、再任は妨げない。

3. 副会長の任期は2年とし、2年目はアドバイザーとしての職務を行う。

4. 役員に欠員を生じたときは、前任者の班より補欠を選出する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。尚、アドバイザーの欠員補充は行わない。

5. 役員改選は、毎年2月から3月までの間に行う。

第四章 総 会

(総会)

第15条 本会の総会は、毎年度4月に定期総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開催できる。

2. 総会は、正会員をもって構成し、会長が招集する。

3. 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

4. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

5. 臨時総会開催の請求があった場合、会長はその請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

6. 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

7. 総会は、会員の過半数の出席(委任状含む)をもって成立し、議事は出席者の多数決によって決める。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

8. 会員は、総会において各々1個の表決権を有する。

(総会の議事録)

第16条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、必要により発行する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(委任状を含む)

(3) 開催目的、議事事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

2. 議事録には、総会の議長が署名・押印をしなければならない。

(総会に付議する事項)

第17条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

(1) 役員を選任及び解任に関する事。

(2) 会則の変更に関する事。

(3) 事業報告及び会計報告の承認に関する事。

(4) 事業計画及び予算に関する事。

(5) その他本会の運営についての重要な事項。

第五章 役員会及び本部会

(役員会)

第18条 本会に役員会(班長会)を設ける。

- (1) 役員会は総会に次ぐ議決機関であり、役員全員をもって構成する。
- (2) 役員会は必要に応じて、会長がこれを招集する。
- (3) 役員会の議長は、会長がこれに当たる。
- (4) 役員会は、定数の三分の二以上の出席をもって成立し、議事は出席者の多数決によって決める。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

(役員会に付議する事項)

第19条 役員会に付議しなければならない事項は次の通りとする。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 会長及び自治会館管理者の報酬。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(本部会)

第20条 本会に本部会を設ける。

- (1) 本部会は総会、役員会(班長会)に次ぐ機関であり、会計監査を除く本部役員及び専門委員会委員長をもって構成する。
- (2) 本部会は必要に応じて、会長がこれを招集する。
- (3) 本部会では、次の事項を審議する。
 - ・総会、役員会(班長会)に付議する事項に関する事項。
 - ・運営に関わる事項の調整、調査、提案事項、情報交換。
 - ・その他この会則に定める事項。

(月当番)

第21条 本会は班毎に月当番をおく。(ただし第9条の役員は除く)

- (1) 月当番は1ヵ月交替の輪番制を原則とする。
- (2) 月当番は各班の会費を徴収し、会計に納入する。又、諸配布物の集配連絡等の業務を行う。

(子供会及び熟年会)

第22条 本会と共に子供会及び熟年会をおく。

- (1) 子供会は小学校在学児童によって構成する。
- (2) 熟年会は60才以上の有志によって構成する。
- (3) 運営は、別に定める子供会及び熟年会の会則に従いこれに当る。

第六章 会計及び会計監査

(会計)

第23条 本会の経費は町内会費及び寄付、その他の収入をもって当てる。

- (1) 必要があるときは、役員会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。
- (2) 会計は会計簿を備えつけ、3年間保存しなければならない。
- (3) 会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

(町内会費)

第24条 町内会費は、第2条の目的を遂行する為に充当する。

- (1) 町内会費は次の通りとする。

・同好会の使用	別添「桜ヶ丘自治会館運営規定」に定める
・町内会登録の団体、機関委員	無料
・町内会員の慶弔	1日当り 6,000円
・選挙に基づく使用（投票日前日、当日）	10,000円
・選挙に基づく個人演説会、後援会等	2,000円
・市、地区等の公共関係	使用目的に応じ役員会で決定
・その他	使用目的に応じ役員会で決定

第九章 その他

（会則の改廃）

第32条 この会則の改廃は、総会の決議を経て行う。

（補足事項）

第33条 この会則に定めるものの外必要な事項は、役員会の決議を経て決定する。

（備付け帳簿及び書類）

第34条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- （1）会則
- （2）会員名簿
- （3）認可及び登記等に関する書類
- （4）総会、役員会及び本部会の記録
- （5）収支に関する帳簿
- （6）財産目録等資産の状況を示す書類
- （7）その他の必要な帳簿及び書類

（委 任）

第35条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て会長が別に定める。

（施 行）

第36条 この会則は、昭和57年12月19日より実施する。

- ※ 第三章 役員 第14条（役員の任期）は
平成29年4月改正、4月1日より実施
- ※ 第四章 会計及び会計監査 第18条の（町内会費）は
平成5年4月改正、5月1日より実施
- ※ 第四章 会計及び会計監査 第17条（3）項および第18条（2）項は
平成12年4月15日総会に於いて改正
- ※ 第五章 慶弔 第22条の（支給基準）は
昭和60年1月改正、2月1日より実施
昭和63年1月改正、2月1日より実施
平成2年12月改正、平成3年1月1日より実施
平成5年4月改正、5月1日より実施
- ※ 第六章 自治会館の運営 第25条の（自治会館の使用料）は
平成5年6月改正、7月1日より実施
- ※ 第六章 自治会館の運営 第26条の（自治会館の修理及び建築準備金）は
平成6年1月改正、4月1日より実施
- ※ 第六章 会計及び会計監査 第24条（町内会費）は

- 平成29年4月改正、4月1日より実施
- ※ 第八章 自治会館の運営 第29条（管理人廃止にともなう）
平成30年4月改正 4月7日より実施
- ※ 会則改正 平成6年1月15日総会に於いて改正、平成6年4月1日より実施
平成9年4月12日総会に於いて改正、平成9年5月1日より実施
平成22年4月10日総会に於いて改正、平成22年5月1日より実施
平成24年4月総会に於いて改正
平成25年4月総会に於いて改正
平成26年4月総会に於いて改正
平成27年4月総会に於いて改正
平成29年4月総会に於いて改正
平成30年4月総会に於いて改正

『付則』

1. 会の名称を、草津市桜ヶ丘町内から桜ヶ丘町内会に変更する。